

**知っていますか??** 誰も望んでいない...

## 配偶者の社会保険制度改定

配偶者がパートやバイトをされている方はよく配偶者の年収がいくらまでならいいのか?と考える人がいると思いますが今年の10月から社会保険制度が改定されましたのはご存じでしょうか??今回の社会保険制度改定で次のように変更になっています。

社会保険の被保険者に該当するかは従来の従業員要件に加え、下の5つの要件にすべて当てはまる人は社会保険の被保険者に該当になります。

### 従来の従業員要件

・週の所定労働時間数及び月の所定労働日数が正規従業員の3/4以上であるパート・アルバイト等  
改定された「5つの要件」

改定前	改定後（2022年10月以降）
<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員数501人以上の規模</li> <li>週の所定労働時間が20時間以上</li> <li>雇用期間が1年以上見込まれる</li> <li>賃金月額が8.8万円以上（年収106万円以上）</li> <li>学生でない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員数101人以上（2024年10月からは51人以上）の規模</li> <li>週の所定労働時間が20時間以上</li> <li>雇用期間が2か月以上見込まれる</li> <li>賃金月額が8.8万円以上（年収106万円以上）</li> <li>学生でない</li> </ul>

**社会保険に加入すると  
手取りが年間で12万程度減少!**



制度が変更になったのはわかりました。具体的にどのような人が気を付ければいいのか??

配偶者が昨年、106万円~130万円の所得がある人はアルバイト先で社会保険に加入しなくてはいけなくなる場合があるから確認したほうがいいよ!



**政治に無関心でも無関係ではられない!**

**政治・社会の動きに関心を持とう!**